

## 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の改訂のポイント

### 1. 改訂の背景

令和7年4月の改正貨物自動車運送事業法（トラック法）の施行及び令和8年1月に施行される中小受託取引適正化法（取適法）並びに受託中小企業振興法（振興法）の内容を本ガイドラインに反映させるもの。

### 2. 改訂の概要

#### （1）貨物自動車運送事業法関係の改訂

No	改訂項目	改訂概要
1	ガイドライン名	「下請」の用語を使用しないことに伴い、「下請・荷主」の用語をガイドライン名から削除した。
2	貨物自動車運送事業法 第12条及び24条の書面交付義務	・従来、書面化ガイドラインで推奨されていた契約内容の書面化の取組について、法改正により書面交付が義務化されたため、記述を修正した。 ・令和7年4月の法施行により、運送契約の書面交付が義務化されたため、「書面化推進ガイドライン（平成26年1月）」に係る記述を削除した。
3	貨物自動車運送事業法 第24条の健全化措置	・健全化措置の努力義務（再委託先の運送事業者のコストを勘案すること、委託次数の制限条項）に係る記述を追記した。
4	利用運送手数料	・委託取引のさらに先にいる中小受託事業者のコスト水準を確保するため、従来の運賃等から差し引く委託手数料に関する記述を修正した。
5	標準貨物自動車運送約款	・標準貨物自動車運送約款（令和6年3月22日告示、令和7年3月19日告示）の改正内容（書面交付、利用運送手数料、荷待ち・荷役作業等の運送以外のサービスの内容の明確化など）を反映した。
6	荷主勧告、トラック・物流Gメン	・「働きかけ」を「是正指導」に修正 ・貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への是正指導指針（令和7年10月）の一部内容を反映した。

## (2) 取適法及び振興法関係の改訂

### ①用語の変更

「親」「下請」を含む用語が改正されたため、ガイドラインにおいても用語を変更した。

【変更前】	【変更後】
下請代金支払遅延等防止法	中小受託取引適正化法
下請法 ※略称	取適法 ※略称
下請中小企業振興法	受託中小企業振興法
下請振興法 ※略称	振興法 ※略称
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者、トラック運送事業者、実運送事業者
下請代金	製造委託等代金、運賃・料金
下請取引	受託取引

### ②従業員数基準の追加（第2条8項第5号、第6号、第9項第5号、第6号）

従来の資本金基準に加えて、従業員数基準を追加したため、下請法の適用対象に関する記述を変更した。

### ③書面の交付義務の改正（第4条）

取適法においては、中小受託事業者からの承諾がなくとも、電磁的方法による明示が認められるようになった一方で、貨物自動車運送事業法においては引き続き契約の相手方の承諾を得る必要があることを踏まえた書面の交付義務に関する記述を変更した。

もっとも、電磁的方法により明示した場合であっても、中小受託事業者から書面の交付を求められた場合には、発注内容等を改めて書面で交付する必要がある。

### ④協議を適切に行わない一方的な対価の決定の禁止の追加（第5条第2項第4号）

遵守行為の1つとして「下請事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、下請事業者が下請代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において下請事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に下請代金の額を決定すること。」が追加された。

そのため、禁止行為の1つとして上記規定に関する項目を追加した。

### ⑤手形払の利用の禁止等（第5条第1項第2号）

下請代金の支払について、手形払が全面的に禁止され、さらに、金銭及び手形以外の支払については、当該下請代金の支払期日までに当該下請代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することが禁止された。

以上の規定をまとめると、以下の表のとおりである。

支払遅延（第5条1項1号）の解釈	
金銭	支払期日までに支払えば許される。
手形払	全面的に禁止される。
電子記録債権、一括決済方式等	①満期が支払期日を超えるものは、利用不可 ②満期が支払期日を超えない場合でも、記録手数料等を中小受託事業者に負担させることで、支払期日までに中小受託事業者が製造委託等代金満額と引き換えることができない場合には、禁止される。

このため、ガイドラインにおいては、以下の点を修正した。

- ア) 手形払に関する記述を削除し、手形を交付することによる支払は、取適法に違反することを追記した。
- イ) 電子記録債権、一括決済方式等の支払に関するルールを明確化した。特に、支払期日を超える満期を設定した電子記録債権等の振出しができないことを追記した。
- ウ) 支払期日を定める義務（第3条）、遅延利息を支払う義務（第6条）について、明記した。

#### ⑥特定運送委託類型の追加（第2条第5項）

取適法適用対象となる取引類型として、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」という、いわゆる「特定運送委託」という類型が追加された。

ガイドラインにおいて運送委託に関連する記載がある場合には、上記特定運送委託にあたる類型の記載部分については、今後取適法の適用対象となる旨明記した。

## ⑦その他

### ア) 条文番号の変更

枝番号の削除等により、条文番号が全体としてずれたため、修正した。

規定	改正前	改正後
製造委託等代金の支払期日	2条の2	3条
書面等の明示義務	3条	4条
委託事業者の遵守事項	4条	5条
遅延利息	4条の2	6条
書類等の作成・保存義務	5条	7条
指導及び助言	新設	8条
勧告	7条	10条
措置請求	6条	9条
罰則	10～12条	14条～16条

### イ) 取適法の運用基準及び振興法の振興基準の修正

- ・振込手数料の受注者負担について、合意の有無にかかわらず代金の減額の禁止(5条1項3号)に該当するようになることを追加した。
- ・「特定運送委託」の類型の追加に伴う運用基準の追加や想定される違反行為を追加した。

以上